

更新手続きの流れにつきまして(主任介護支援専門員更新研修)

〈注意事項〉

- * 主任更新研修最終日に申請を受け付けます。最終日にご提出されない方は、研修修了日から 1 か月後までを目途に、申請書類一式を県長寿社会課へ郵送または窓口持参にてご提出ください。
※証の有効期間が揃っていない方は、お持ちのケアマネ証に記載の有効期間満了日に注意し、申請してください(ご不明点がある場合は、県長寿社会課へご連絡ください)
- * 更新前の介護支援専門員証は、有効期間満了後、必ず県長寿社会課に返還してください。
(郵送・普通郵便可 送付先:右下部に記載)

〈必要なもの〉

- ①申請書(様式第4号)
※「納付済証貼付欄」に納付済証を貼ったもの(=支払が完了しているもの)
※手続き手数料は 3,020円です
※納付方法は裏面を参照ください
- ②介護支援専門員証の写し
- ③写真(タテ 3cm×ヨコ 2.4cm 運転免許証のサイズ)
※お渡しの写真貼付用台紙に貼ってください
- ④個人番号報告書
※添付書類としてマイナンバーカードの写し(裏表)等が必要です
詳細は個人番号報告書裏面の「個人番号報告書の添付書類について」をご確認ください
- ⑤返信用の封筒(定型用封筒(23cm×12cm、長形 3 号)に切手を貼付し、宛名を明記)
※切手は460円分を貼付ください
- ⑥更新研修の修了を証する書面の写し
(※研修最終日に申請一式を持参される方は、こちらのご用意は不要です)

〈手順〉 ※研修最終日に持参される方

上記①～⑤を事前用意の上、研修最終日(11月 5 日、10 日、13 日)に、一式を研修会場に持参

☆注意☆

- ・手数料の支払いは事前に完了させておくことが必須となります(研修会場での支払いは不可)
- ・持参を忘れた場合は、後日郵送または窓口へ持ち込みでの申請となります(手順は右記を参照)
- ・書類等に不備があると、更新手続きが遅れるおそれがあります

〈手順〉 ※研修修了日以降に提出される方

上記①～⑥を用意、封入の上、県長寿社会課へ簡易書留にて郵送または窓口へ直接持ち込み

☆注意☆

- ・研修修了証の写しの提出が必要となります
- ・書類等に不備があると、更新手続きが遅れるおそれがあります

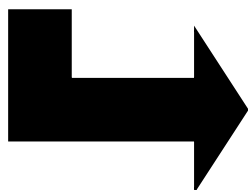
提出先 〒700-8570 (住所不要)

岡山県長寿社会課ケアマネ登録係 宛

TEL 086-226-7326

収入証紙を廃止し、
令和5年10月1日から
手数料の支払方法が変更されます！

(岡山県会計課 HP より抜粋)
※今回のケアマネ更新手続きに特化した
ページにつき、他手続きには使えません



収納専用窓口でお支払い ※窓口は中面を参照
クレジットカードやコード決済がご利用
いただけます。(※一部の窓口では、現金の
みのお取扱いです。)

収納専用窓口でのお支払い方法

1. お支払い時に必要なバーコード※を入手します。

更新申請様式
(第4号)に
バーコード有



2. 収納専用窓口でバーコードを見せて、手数料をお支払いください。



・現金
・カード決済
Visa, Mastercard, JCB, AMERICAN EXPRESS
・コード決済
PayPay, 楽天ペイ, d払い, au PAY, メルペイ, ゆうちょPay

3. 納付済証を受け取り、申請書に貼って、~~受付担当課に提出してください。~~



研修最終日の持参か
後日郵送 or 窓口持ち込み
での提出をお願いします

■収納専用窓口 ※知事部局関係のみ掲載

施設名	所在地
本庁	岡山市北区内山下2-4-6
備前県民局	岡山市北区弓之町6-1
~~備前県民局〈税務部〉~~	
備前保健所	岡山市中区古京町1-1-17
備前保健所東備支所	和気郡和気町和気487-2
東備地域事務所	
備中県民局	
~~備中県民局〈税務部〉~~	倉敷市羽島1083
備中保健所	
備中保健所井笠支所	笠岡市六番町2-5
井笠地域事務所	

施設名	所在地
備北保健所	高梁市落合町近似286-1
高梁地域事務所	
備北保健所新見支所	新見市高尾2400
新見地域事務所	
美作県民局	津山市山下53
~~美作県民局〈税務部〉~~	
美作保健所	津山市椿高下114
真庭保健所	真庭市勝山591
真庭地域事務所	
美作保健所勝英支所	美作市入田291-2
勝英地域事務所	

※開庁局の曜日・時間にご注意ください
(平日 08:30~17:00)

県長寿社会課
ケアマネ登録係
086-226-7326

介護支援専門員証交付申請書(更新)

年 月 日

岡山県知事

殿

申請者 氏 名

住 所

氏 名

連絡先電話 昼:() ー
夜:() ー

介護支援専門員証の有効期間を更新したいので、介護保険法(平成9年法律第 123 号)第 69 条の8第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1	更新研修の 修了年月日	年 月 日
2	ふりがな	
	氏 名	
3	生 年 月 日	年 月 日
4	ふりがな	
	住 所	
5	登 録 番 号	
6	個 人 番 号	「個人番号報告書」に記載の上、報告書に記載の添付書類と 共にご提出ください。
7	添 付 書 類	☐ 更新研修の修了を証する書面(写し)又は都道府県知事が 指定する研修の修了を証する書面(写し) ☐ 現に有する介護支援専門員証(写し) ☐ 写真(縦 3 cm × 横 2.4 cm) 1 枚 ※6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景 で、裏面に氏名、生年月日及び登録番号を記入したもの

記入上の注意

- 1 氏名は、楷書で明瞭に記入すること。
- 2 登録番号は、新たに付された8桁のコード番号を記入すること(不明の場合は、空欄のままとすること。)
- 3 個人番号報告書を併せて提出すること。

納付済証貼付欄

3, 020円



個人番号報告書

ふりがな			生 年 月 日										
氏名	(姓)	(名)		年	月	日							
住所	〒												
電話番号	(日中)												
	(夜間)												
介護支援専門員登録番号(8桁)													
個人番号(12桁)													
手続き種別	下記より提出する様式を選び、番号を記入してください。 【 】												
	① 登録事項変更届 (様式第1号) ※個人番号が変更となった場合又は書換えが必要な場合のみ ② 交付申請 (様式第3号) ③ 更新申請 (様式第4号) ④ 登録申請 (様式第5号) ⑤ 登録移転申請 (様式第6号) ⑥ 書換え交付申請 (様式第8号) ⑦ 再交付申請 (様式第9号) 【注意】 個人番号の記載が必要な申請を行う場合、<u>該当する申請書と併せて</u>本報告書を提出してください。 (本報告書だけでは申請できません。)												
添付書類	マイナンバーカードの表面・裏面の写し ※マイナンバーカードをお持ちでない場合、下記の2種類を添付してください。 ・個人番号確認書類（住民票（マイナンバーの記載があるもの）等） ・身元確認書類（運転免許証の写し、パスポートの写し 等） 詳細は「 <u>個人番号報告書の添付書類について</u> 」をご覧ください。												
												添付したら✓	

上記により、個人番号を提出します。

年 月 日

岡 山 県 知 事 殿

氏 名 _____

個人番号報告書の添付書類について

1. 本人確認の取扱いについて

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条に基づき、個人番号提出の際の本人確認には、「番号確認」（正しい個人番号であることの確認）と「身元確認」（提供を行う者が番号の正しい持ち主であることの確認）の両方の確認が必要となります。

各申請書及び個人番号報告書と併せて下記書類のご提出をお願いします。

※個人番号カードをお持ちの場合は、同カードで個人番号確認と身元確認の両方が可能ですので、別途身元確認書類を提出していただく必要はありません。（下記2. A を参照）

2. 本人確認書類について

下記書類（A～C）のいずれかのセットをご提出ください。

	個人番号確認書類	身元確認書類
A	個人番号カード（表面、裏面）の写し	
B	【以下いずれか1点】 ・住民票又は住民票記載事項証明書 （個人番号が記載されたもの）	【以下いずれか1点の写し】 （顔写真付き身分証明書） ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 等
C	・個人番号通知カードの写し （氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る）	※上記書類の提出が困難な場合 【以下いずれか2点の写し】 （顔写真なし身分証明書） ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 等

3. 問い合わせ先

岡山県長寿社会課 長寿社会企画班 ケアマネ登録担当（086-226-7326）

☆写真貼付用台紙

令和8年度
主任介護支援専門員更新研修 修了者用

下の枠内に写真を
貼り付けて下さい

8桁の
登録番号



氏 名

正面・無帽・無背景
6か月以内に撮影したもの

- ・写真の大きさは、タテ3 cm × ヨコ2.4 cm（※運転免許証の写真サイズ）です。
- ・写真の裏に氏名・8桁の登録番号を記入して、上部の枠内に貼り付けてください。
- ・写真の画像を電子データに加工して、介護支援専門員証を作成します。加工に適さない写真は、差し替えをお願いすることがあります。（証の交付日が遅れます。）
- ・写真の仕上がりは、現物とは色合い等が多少異なることもありますので、ご了承ください。

～差し替えをお願いする写真の例～

- ・写真の大きさが異なる（大きくても小さくても不可）
- ・写真全体の色が暗い
- ・顔画像が極端に小さい
- ・画質が荒い（目視では問題なく見えても、電子データに加工した時に、画像に細かい線ができることがあります）
- ・デジタルカメラで撮影し、写真のプリントに適さない紙に印刷している 等